

現 場 説 明 書 施工条件明示 / 現場調整事項

(特記仕様書)

受注者は、この工事を円滑に進捗させるために、設計図書等の精査、詳細な現場調査及び厳正な施工管理、併せて安全かつ環境対策を十分講ずることは勿論のこと、関係機関との積極的な協議、調整及び地域等民生安定への寄与をはじめ、これらの理解と協力を得て、加えて関係法令等に準拠しつつ、工事監督員との密な連携の下、全責任をもって、結果、トラブル等を生じさせることなく完遂しなければならない。

このことを踏まえた上で、当該工事の説明事項及び調整要件、その他施工条件等について、あらかじめ、以下のとおりに示すので留意の上、適用を図るものとする。

【1】施工仕様

この工事の技術的要求、施工方法、施工管理、施工上の制約条件、及びその他の施工仕様は、発注者が別途定める場合を除いて、北海道建設部「土木工事共通仕様書」、八雲町「土木工事竣工書類作成実施要領」並びにこれらに関係するところの図書類に準ずるものとし、またこれらの補完及び当該工事固有の現場条件等がある場合には、別途「特記仕様書」を定め、この優先をもって適用する。

【2】積算基準

この工事の設計図書及び工事費内訳書は、発注者が別途定める場合を除いて、北海道建設部「土木工事積算要領」「土木工事積算基準」並びにこれら関係類に準じ作成されていることを踏まえて、次のとおりに取り扱うものとする。

- a) 機械施工と人力施工等の区分は設計図等から判断しているが、機械施工が困難である場合を除き、機械施工としている。
- b) 標準工法や標準機種等が定められている場合は、当該工事で別途特別に定めている場合を除き、これらによるところとしている。
- c) 「参考」に相応する書面又は事項にあっては、発注者が想定した一般的な工法及び標準的な材料等の仕様としている。
- d) これまでの a) b) c) については、施工計画書への明記又は工事監督員との協議が図られる前提で、原則、受注者の任意施工を拘束するものではない。
- e) [規格][摘要] 又はこれらに類する欄で明示している事項は、特別な表示がある場合を除き、原則「特記仕様書」と見なす。
- f) 明示数量は、原則、契約上制約される対象であり出来形管理を求めるものとするが、単位物（[細目]事項）の目的によっては、この限りとしない。

【3】契約変更

この工事では、設計図書に記載されている工事目的物の内容（形状、寸法、材質、規格、数量）又は明示事項、その他の現場条件等に変更が生じた場合には、契約図書の規定に従い、受注者と発注者による協議の上、設計図書の一部を変更し、必要に応じて契約の変更を行うものとする。なお、明示していない条件並びに不明確な事項についても、契約図書の関連する条項に基づき必要に応じて協議できるものとする。

【4】工事手続

この工事の実施に伴う執行所管での手続き等については、契約書をはじめとして、関係するところの仕様書、八雲町「建設工事競争入札心得」及び公告通知類並びにその他の法令・条例規則等に準ずるものとし、加えて発注者が特別に指示する場合にあっても同様に適用を図るものとする。

【５】書面様式

この工事において、受注者と発注者等との立場における書面類の伝達様式は、内容性に主眼を置いている旨、発注者側として契約事務を担当する者及び工事監督員が特に定めない限り、支障のない範囲で、起案者の裁量、仕様書又は北海道建設部「建設工事实務必携」標準様式、その他の類によることができる。

【６】関係協議

受注者は、この工事を円滑に進捗させるために、次に掲げる当該の関係者に対し、適切な期と礼節丁寧な態度で、説明案内、協力要請、情報収集、打ち合わせ、及び利害の調整、手続き、その他の鋭意手段を図り、必要な承諾又は確認等を得るものとし、工事監督員へ必要な報告を行うものとする。

【関係協議が求められる対象】

広義（意義上の区分）	狭義（利害上の区分）																
① 工事範囲に近接する対象 ② 工事範囲で利害又はその他の影響を受けると判断される対象 ③ 社会的配慮から周知等を図るべきと判断される対象 ④ 契約図書及び関係諸法令で届出・協議・手続き等が求められる対象	<table><tr><td>・ 居 住 者</td><td>・ 営 業 者</td><td>・ 受 益 者</td><td>・ 利 用 者</td></tr><tr><td>・ 土地所有者</td><td>・ 施設管理者</td><td>・ 占用管理者</td><td>・ 関係工事者</td></tr><tr><td>・ 地域代表者</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 規制管理者</td><td></td><td></td><td>・ その他</td></tr></table>	・ 居 住 者	・ 営 業 者	・ 受 益 者	・ 利 用 者	・ 土地所有者	・ 施設管理者	・ 占用管理者	・ 関係工事者	・ 地域代表者				・ 規制管理者			・ その他
・ 居 住 者	・ 営 業 者	・ 受 益 者	・ 利 用 者														
・ 土地所有者	・ 施設管理者	・ 占用管理者	・ 関係工事者														
・ 地域代表者																	
・ 規制管理者			・ その他														

【取扱留意事項】

- 関係協議とは、実利をもって行うものであり、形骸化してはならないことに留意すること。
- 関係協議が求められる対象で、特定及び直接の協議するには困難な場合は、資料配付又は事前揭示する等、理解を得る努力を図るものとする。
- 事後等のトラブル防止のために、必要な取交書面や協議等の書記簿をはじめ時系列及び証拠録等の整理保管に十分努めること。

【７】段階確認

段階確認とは、円滑な完成検査の実施と公共事業としての品質の確保を図るためであり、中間技術検査の意義を有していることを踏まえた上で、受注者は、次に掲げる施工段階での出来形・品質・規格等について、工事監督員による臨場の確認又は指示を求めなければならない。

【段階確認が求められる事項】

- | |
|--|
| ① 工事完成検査時に現地で確認できないもの（不可視部分）
② 工事施工後に変状してしまう可能性のあるもの
③ その他の途中経緯で確認することが適正かつ効率的であると判断するもの |
|--|

【取扱留意事項】

- 工事監督員の指示により、臨場から机上に替える場合がある。
- 段階確認の設定は、発注者の勤務時間内であるとともに、十分な調査等ができる機会を提供しなければならない。

【８】鋭意成果

受注者は、この工事において自ら立案実施した創意工夫や技術力又は地域への社会貢献に関して評価できる成果を工事監督員に報告することができる。なお、成果内容によっては、監督検査の評定又はその他の考査指標等において、当該価値に見合う判断をする場合がある。

【9】安全対策

この工事において、安全の確保はすべてに優先し労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講ずるとともに、国土交通省監修「土木工事安全施工技術指針」「建設機械施工安全技術指針」「建設工事公衆災害防止対策要綱」等を参考に、請負者として、施工する現場の地上は勿論のこと、埋設、架空、近接、周辺環境において、労働災害、公衆災害、及び騒音、振動、地盤沈下、地下水断絶、施設等の破損、建設機械等の用途外使用、その他事業損失等に係る事故の防止をはじめ、周辺環境に対する負荷の低減、並びに環境の保全、併せて労働衛生の管理徹底を図ることに十分留意しなければならない。

【10】雇用配慮

受注者は、契約図書及び関係諸法令を踏まえた上で、下請を含む雇用労働者に対し、必要な保険加入、適正な補償及び共済措置を行うとともに、安全・環境対策、衛生管理、地域住民等への応対、その他の必要な管理事項について指導及び教育を図るものとする。一方、この工事の施工に際して、公共職業安定所と密接な連携をとり、地元の季節労働者や離職者等を積極雇用するよう努めるものとする。

【11】現場管理

当該工事の施工条件等で、特に留意すべき事項について、あらかじめ、次のとおりに示すので、受注者は、この工事を円滑に進捗させるために、契約図書及び現場体制の意義等を十分踏まえ、適正かつ効率的な運営と取締りを図り、厳正な施工管理全般及びその他責任ある現場把握に努めるものとする。

- a) 使用資材等は、設計図書又は J I S の規格に適合したもの、もしくはこれらと同等以上の品質を有するもの、あるいは工事監督員が承諾するものとする。
- b) 敷地占用等の範囲は必要最小限をもって施工計画するものとし、無秩序なこれらの拡大、未承諾による使用又は改変等は厳に慎むこと。
- c) 設計図書で特に定めていない範囲で必要が生じた施工は、支障のない範囲で、効用の原形に復旧することを原則とする。
- d) 用地標、私構造物、その他相応の財産等は万全に保護するとともに、やむを得ず支障除去する場合は、所有者の立会又は承諾を得て復元すること。
- e) 当該工事と周辺との取り扱い又はすりつけ等については、さまざまなトラブルが予測されることから、十分な配慮と協調をもって対応すること。
- f) 常日頃より、気象状況や環境情報の把握等に努め、品質・工程・その他の施工管理との照合を図り、工事の手戻り又は増破等の防止を図ること。
- g) 無計画による遅延、放置等、又は射幸的な進捗手法を厳に慎むとともに、契約図書及び工期設定の趣旨等を踏まえ、適正かつ効率的な工程調整を図ること。
- h) 当該工事で建設副産物が発生する場合には、関係法令等を十分理解した上で、適正な履行及び管理を図ること。
- i) やむを得ず、休庁日又は夜間等に工事を行う場合、休暇する場合、急変に係る施工が生じる場合にあっては、あらかじめ、工事監督員に通知等を図ること。
- j) 現場代理人は、常日頃から工事監督員との連絡を密にし、休庁日又は夜間等も含めた緊急時等における受動体制及び組織対応を整えておくこと。

【12】検査体制

この工事の完成において、工事目的物が契約図書に定められた出来形・品質等を確保して発注者として受け取りその代価を支払ってよいことの確認及び可否の判定等を行うにあたり、適正かつ効率的に措置するため特に留意すべき事項は、次に示すところとする。

- a) 工事監督員が工事完成通知を受領した日を含めて 14 日以内に検査の実施を図るものとするが、これの日程等については検査側の都合とする。
- b) 検査員との質疑応答は、現場代理人が行うものとする。但し、専門的事項については他の者に代弁させることができる。
- c) 工事監督員は、検査員が求めるとき又は必要のあるときに限り、補足説明等を行うのであって、質疑応答等には直接代弁しないことの意義に留意すること。
- d) 検査員により、指摘、要求又は協議事項等が生じた場合には、受注者は真摯な対処を図ること。
- e) 実地(現場)検査での確認に要する検測器具、道具類又は資料等の準備については、あらかじめ、工事監督員の指示を求めること。
- f) 受注者は、完成範囲で、現場の清掃、片付け、除雪及びその他の支障除去が行われている状態をもって受験しなければならないが、これがし難い場合は、あらかじめ、工事監督員の指示を求めること。加えて、円滑な検査進捗に努めること。

【13】 問合わせ

このたびの入札等にあたり、設計図書又は入札契約、その他に関する質問事項等がある場合には、次に示すところによる。

問い合わせ先	八雲町 当該課（通知又は公告等で示している所管）
質 問 仕 様	a) 原則、書面での提出とし、必要のあるときは、書面への付記、別途の聴取、又はその他の資料等を求める場合がある。 （なお、支障のないものと判断するときは、口頭等で受ける場合がある） b) この受付期限は、原則、入札日の 3 日前（休庁日に亘る場合には当該日分を除く）の 午後 5 時までとする。
回 答 仕 様	a) 支障のない範囲で、公示又は閲覧等により公表とする。 （なお、支障又は必要のないものと判断するときは、この限りとしない） b) この表明期限は、原則、入札日の 1 日前（休庁日に亘る場合には当該日分を除く）の 午後 5 時までとする。 c) 工事費内訳書にあって、単価、金額、及び支障と判断する事項については、非公示であり質問にも回答できない。 d) 質問の内容、回答側によるやむを得ない日程都合、その他事情によっては、回答の停止又はその他必要な制限等をする場合がある。
その他の 留意事項	a) 質問の書面及び回答の方法に係る様式等は、今のところ、特に定めない。 b) 必要のあるときは、質問に回答することとは別に、入札期前に発注者より新たに情報提供する場合がある。

【14】 打合日程

契約後かつ工事の現場着手前において、現場代理人は工事監督員との（第 1 回）施工打ち合わせを行うものとする。

このことは、工事工程表及び着手に関係する届出時をもって工事監督員へ連絡を入れ、日程調整すること。

【15】その他

- ◆ これまでの他又は必要のあるときは、別記特記仕様書、発注者の指示もしくはその他協議等による。
- ◆ これまでについて、請負者には、結果としての責任が伴うことに留意すること。
- ◆ 共通仕様書においては、（財）下水道新技術推進機構「下水道土木工事必携」（案）を優先適用する。
- ◆ 使用資材等で、日本下水道協会規格（J S W A S）があるものはこの優先とする。
- ◆ 残土は基本自由処分とするが、監督員と協議のうえ処分場所を決定すること。
- ◆ 本工事の施工（下請発注する場合も含む）に際し、本工事の施工に必要な工事資材、建設機械等を購入又は借入する場合は、町内業者を優先すること。
- ◆ 本工事は北海道街路事業に伴う汚水柵移設になる為、他受注業者との打合せ協議を密にし手戻り等が内容務めること。
- ◆ 本工事のうち、マンホール蓋の交換作業を行う箇所において硫化水素ガスが発生する恐れがあるため、受注者は労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則（以下「酸欠則」という。）および関係法令を遵守し、以下の安全対策を徹底しなければならない。

1. 作業体制及び責任者の解任

- (1) 受注者は、作業開始前に酸欠則に定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任し、監督員の承認を受けるとともに、作業中における指導・監理を行わせなければならない。
- (2) 作業開始前に、関係作業員に対して硫化水素の危険性、緊急時の避難方法、保護具の着用方法等についての安全教育を実施しなければならない。

2. ガスの事前測定及び作業環境測定

- (1) 受注者は、開口作業前および作業中において、硫化水素濃度および酸素濃度を継続的に測定しなければならない。
- (2) 測定器は、校正された複合型ガス測定器（硫化水素・酸素・可燃性ガス・一酸化炭素）を使用すること。
- (3) 基準値：硫化水素濃度：10 ppm 未満（許容限界）※可能な限り0 ppmを維持すること.酸素濃度：18 % 以上
- (4) 測定結果は作業日誌等に記録し、監督員の求めに応じて提出しなければならない。

3. 換気設備及び保護具

- (1) 硫化水素濃度が10 ppm以上、または酸素濃度が18%未満の場合は、送風機等による強制的局所排気・送風（機械換気）を行い、濃度が安全基準値内になるまでマンホール開口部への接近および作業を行ってはならない。
- (2) 換気が困難な場合、または急激な濃度上昇の危険がある場合は、作業員に空気呼吸器または送気マスクを正しく着用させなければならない防毒マスクのみでの立ち入りは不可）。
- (3) 開口部周辺の作業であっても、開気流による硫化水素の滞留を防ぐため、風向き・気圧変化に配慮した作業配置を行うこと。

4. 万一の事故・異常時の対応

- (1) 測定値が許容値を超えた場合、または異常臭気・身体の不調（目・鼻の刺激感等）を察知した場合は、ただちに作業を中止し、全員を作業エリア外へ退避させなければならない。
- (2) 緊急救助を行う場合は、救助者自身が必ず空気呼吸器等を着用の上で立ち入ること（二次災害の防止）。
- (3) 救急体制、搬送先病院、緊急連絡網を事前に整備し、現場の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

取り交わしの書面について

(参考仕様書)

1) 現場代理人等 及び 工事監督員 との立場において、施工に係る指示・承諾・協議・確認等の伝達は、下記の様式によることができる。
(工事の内容等によっては、必要に応じて、これら書面の新たな編成又は改編等を行うことができる)

様式 (A4 縦)

書

工 事 施 工 協 議 簿									
[指示・承諾・協議・確認・] 例)									
工事名		発注者 署 名		技 術 主 幹 係		長		工事監督員	
								—	
業者名		受注者 署 名		社内検査員		現場代理人		主任技術者	
協議年月日		平成 年 月 日							
議 題									
協 議 事 項	記載者	内 容							
	例)								
	現場代理人								
	〇〇夫								
合 意 事 項	例)								
	工事監督員								
	△△△郎								
協議簿最終取交し日		年 月 日		協議簿通し番号		No.			

様式 (A4 縦)

段 階 確 認 願 (第 回)									
年 月 日									
工事監督員 例) △△ △郎 様									
設置承諾書未提出。位置の確認は監督員と協議すること。家屋、井戸等の影響懸念を配慮									
例) □□建設工事共同企業体									
現場代理人 例) ○○ ○夫 印									
下記について、段階確認をお願いします。									
記									
段階確認の内容									
工事名						実施希望日		平成 年 月 日	
工 種	細 目 等	品 質 規 格	区域・測点等	数量等	呼称	備 考			
—									
上記の段階確認について、以下のとおり実施します。									
年 月 日									
工事監督員 例) △△ △郎 印									
実施日時		年 月 日 時から				実施者名			
実施場所		□工事現場、□製作工場、□ (実施場所)							
実施方法		□臨 場、□机 上							
必要書類		□設計図書、□測量結果、□出来形図等、□品質規格証明等							
		□施工管理記録、□写真、□ (その他必要書類等)							
特記事項									

注 1 該当する□内にレを記入すること。
2 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。
3 段階確認の結果及び指示事項については、工事施工協議簿にて明らかにすること。

2) 関係者 及び 受注者、加えて 工事監督員 との立場において、施工に係る指示・承諾・協議・確認、その他調整等の伝達は、下記の様式によることができる。
(工事の内容等によっては、必要に応じて、これら書面の新たな編成又は改編等を行うことができる)

様式
(A4
版縦)

地下埋設・架空物件確認書

年 月 日

工事監督員 例) △△ △郎 様

例) 主任技術者 ○○ ○雄 印

下記のとおり地下埋設・架空物件を確認しましたので報告します。

工 事 名		
工事場所		
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
発 注 元	八雲町 例) ○○課	
受注会社	例) 有限会社□□組 代表取締役 ○○ ○太 印 八雲町△△町××番地 現場代理人 ○○ ○夫 印	
例) 上水道	埋設管理者 調査確認日 確認先氏名 連絡先	例) 八雲町環境水道課 年 月 日 水道係長 印 電話 FAX
例) 電話	埋設管理者 調査確認日 確認先氏名 連絡先	例) 東日本電信電話(株)函館支店 年 月 日 技術課長代理 印 電話 FAX

様式
(A4
版縦)

個別事案協議結果報告書

年 月 日

工事監督員 例) △△ △郎 様

現場代理人 例) ○○ ○夫 印

このことについて、下記のとおり協議しましたので報告します。

工 事 名	
工事場所	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
発 注 元	八雲町 例) ○○課
受注会社	例) 有限会社□□組 代表取締役 ○○ ○太 印 八雲町△△町××番地
協 議 日	年 月 日
議 題	
関 係 者	署名等
(協議内容・承諾事項)	
署名等	
工事監督員 指示事項	署名等

3) 受注者 及び 発注者 との立場において、受渡及び請求に係る手続きは、下記の様式によることができる。
(工事の内容等によっては、必要に応じて、これら書面の新たな編成又は改編等を行うことができる)

様式 (A4 版縦)

印

印

←双方の割印

工 事 受 渡 書

工 事 名

工 事 場 所 二 海 郡 八 雲 町

上記建設工事は、平成 年 月 日 完成し、検査の上本日受渡しを行った。その証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

年 月 日

例)
二海郡八雲町・・・・
株式会社 ○○建設工業
代表取締役 ○ ○ ○ 太

引渡人

印

二海郡八雲町住初町138番地
八雲町長

引受人

印

様式 (A6 版横程度)

請 求 書

年 月 日

八雲町長 様

請求金額

十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

請求者

例)
二海郡八雲町・・・・
株式会社 ○○建設工業
代表取締役 ○ ○ ○ 太

請求印

印

下記のとおり請求します。

工 事 名

契約年月日 年 月 日 当 初 請 負 代 金 円

着工年月日 年 月 日 設 計 変 更 年 月 日 年 月 日

竣工年月日 年 月 日 変 更 後 請 負 代 金 円

検定年月日 年 月 日 前 払 金 円

受渡年月日 年 月 日 残 金 円

検 収 月 日

口 座

例) △△銀行◇◇支店
普通
×××-××××××××

【取扱留意事項】

- ◆ 請求金額と残金は、論法上、一致するのが一般的である。
- ◆ 検収における記入及び押印は、発注者が行うものとする。

監理図書類の提出範囲について

(特記仕様書)

仕様書・積算基準等を踏まえた上で、この工事の完成にあたって受注者が提出すべき書類等の一般的な体系は、参考までに、次に示すところとする。

竣工書類等の構成事項(一般的な体系)		編さん提出区分	S	A	B	C	Z	摘 要
書	書類一覧表、収納箱		○	○			△	
	施工計画書		○	○	△	△	○	「道路使用許可書」、「CORINS」の編入を含む
	工事施工協議簿		○	○			△	「段階確認」の編入を含む
	工事出来高数量計算書		○	○				「数量算出書」複写による書き込みの活用は可能
	使用材料承諾願		○	△				※この工事では義務としない
	使用材料数量表(受払簿)		○					※この工事では、原則、支出証拠(伝票)も添付すること
	出 来 形 管 理	出来形管理表・出来形管理図	○				○	
		その他の管理データ	○	△			△	
		出来形図・出来高図	○	○	○	○	○	2部提出のこと
	品 質 管 理	品質管理表・品質管理図	○				△	
		その他の管理データ	○	△			△	「切取供試体」、「区画線テストピース」の編入を含む
	建設副産物処理管理簿		○	○	○	△	△	「残土処理管理簿」、「地山点検表」の編入を含む
	工事旬報		○	△			○	
	社内検査実施報告書		○	○			○	この工事では肝要書類と位置付ける
	安全訓練実施報告書		○	△			△	
	交通誘導員(等)記録簿		○				△	
	工事写真		○	○	○	○	○	電子化の提出は可能とする(但し、別冊のダイジェスト版を必要とする)
								別添「特記仕様書」による
								別添「特記仕様書」による

6

[説明] ○：原則、提出を必要とする △：場合によっては提出を必要とする

【取扱留意事項】

- この工事では、原則「B」をもって基本適用する。但し、これの加編、一部削除、又は編成替えを生じる場合がある。
- 本編は、あくまでも支障なく工事進捗した場合による最低限の提出の指標であって、契約図書及び関係諸法令で定める管理義務又は作成保管が決して不履行されないよう十分留意するとともに、事故、疑義、もしくは必要のあるときは、規定の範囲で、別途、提出等が課せられるものとする。
- これまでの他又は詳細については、八雲町が策定した「土木工事竣工書類作成実施要領」及び工事監督員の指示による。

関係協議一覧表

(特記仕様書)

この工事の「関係協議」で「特に」留意すべき対象及び条件、その他経緯事情等について、参考までに、次のとおりに示すので、受注者は、必要な鋭意手段を図り、この工事を円滑に進捗させるとともに、工事監督員へ必要な報告を行うものとする。

関係機関	協議対象者	関係位置	協議状況／求められる協議方法		摘要 (協議内容・連絡先・留意事項・その他)
			発注者	受注者	
書	下水道施設設置箇所敷地所有者 (該当全員)	下水道受益者等	済	書面及び必要な押印等をもって確認を得ること	設置承諾書未提出。位置の確認は監督員と協議すること。家屋、井戸等の影響懸念を配慮すること。 (書面様式等は工事監督員の指示による)
	北海道電力、東日本電信電話、八雲町環境水道課水道係、八雲警察署	施設管理者 道路管理者 交通管理者	未	可能の限り、書面をもって確認を得ること	施工影響調整のための協議を図り、道路占用、使用の許可を管理者から得ること。

【取扱留意事項】

- a) これら以外の協議について、必要のあるとき及び通常求められる調整等を行うものとし、さらに詳細事項等がある場合は工事監督員の指示による。
- b) 詳細については、第1回施工打ち合わせのときに協議する。

建設リサイクル法に係る対象建設工事について（特記仕様書）

- この工事では、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が、**義務付けられる場合がある工事である。**
（なお、実施義務化の確定は、契約又はこれの変更時で決するものとする。）
- 実施が義務付けた場合は、すみやかに、建設リサイクル法第13条の規定による書面交付を、契約担当者に行うこと。
（なお、ここでいう書面とは、別添の協議書及び別記の様式をもって標準とする。）
別途、工事監督員の指し設置承諾書未提出。位置の確認は監督員と協議すること。家屋、井戸等
- 実施が義務付けた場合は、工事着手する日の7日前までに、建設リサイクル法第12条の規定による書面交付を、工事監督員に行うこと。
（なお、ここでいう書面とは、別添の説明書、届出書、及び分別解体等の計画等の様式をもって標準とする。）
書」北海道電力、東日本電信電話、八雲町環境水道課水道係、八雲警察署
- 実施が義務付けた場合にあって、再資源化等が完了したときは、すみやかに、建設リサイクル法第18条の規定による書面交付を、工事監督員に行うこと。
（なお、ここでいう書面とは、別添の再資源化等報告書の様式をもって標準とする。）
- 建設リサイクル法に係る特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた工作物等の解体においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」に定められた方法により分別解体等を行うこと。
- 分別解体等を実施する者（下請け含む）は、「建設業法」の土木工事業、建築工事業、とび、土工工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。
- 解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において「解体工事業に係る登録等に関する省令」に定められた解体工事業登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等の監督をさせなければならない。
- 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、発生木材）は、下表のとおり再資源化等を実施すること。

特定建設資材廃棄物	搬出数量	再資源化施設名	所在地	摘 要
コンクリート塊	- t			
アスファルト・コンクリート塊	0.2 t	ツバメ工業 (株)	二海郡八雲町立岩 18 番地 8	
発生木材（抜根・伐木除く）	- t			

【補足説明事項】 別添に、当該施設の案内図等を示す旨、参考とすること。

- 当該実施は、あくまでも建設リサイクル法によるものであり、その他の建設副産物及び産業廃棄物等の管理と混同しないように留意すること。
- 工事の事情、再資源化施設の状況、又は受注者の裁量等により、上表により難しい場合は、その理由書並びに必要な資料等を提出の上、変更等について工事監督員と協議すること。なお、理由及び資料等、その他の状況によっては、設計変更の対象とする場合がある。

完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日工事【現場閉所】の実施について

- 1) 本工事は、完全週休 2 日（土日）及び月単位の「週休 2 日工事」の対象工事である。
- 2) 受注者が完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休 2 日が達成できない場合においても通期の週休 2 日による施工を行わなければならない。
- 3) 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。
月単位の週休 2 日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。
対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間及び夏期休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まない。
工事契約後、週休 2 日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。
- 4) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- 5) 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。な
お、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。
ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
月単位の 4 週 8 休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。通期の 4 週 8 休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日／28 日）の水準の状態をいう。
- 6) 週休 2 日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休 2 日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 7) 週休 2 日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 1. 受注者は、週休 2 日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 2. 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。
- 8) 週休 2 日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- 9) 現場の閉所状況に応じて、以下の補正係数を、労務費、共通仮設費率、現場管理費率に乘じる。市場単価方式についても、現場の閉所状況に応じて補正係数を乗じるものとする。ただし、土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編第Ⅱ章市場単価に掲載されている工種のみ補正対象とする。なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

1) 現場の閉所状況

上記5に示した現場の閉所状況を達成した場合。

2) 補正方法

当初予定価格では、月単位の4週8休の補正係数を各経費に乘じている。休日率の達成状況を確認後、完全週休2日を達成した場合は、完全週休

2日（土日）の補正係数に設計変更をする。なお、月単位の4週8休に満たないものについては、補正を減ずる設計変更をする。

ただし、週休2日工事実施要領においては、工事着工前に取組を協議することとしており、設計変更の可否は、その協議により定めた取組内容（「完

※ 設計変更の事例：週休2日工事実施要領[別紙－1：7補正方法]を参照

ホームページ URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shukyufutsuka.html>

【補正係数】

完全週休2日（土日）

- ・ 労務費 1.02
- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03

4週8休以上（月単位）

- ・ 労務費 1.02
- ・ 共通仮設費率 1.01
- ・ 現場管理費率 1.02

市場単価方式の週休2日補正は、下記ホームページによる。

ホームページ URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shukyufutsuka.html>

- 10) 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。